

仕 様 書

1 業務件名

航空自衛隊小松基地における展示即売店の設置及び営業

2 業務内容

展示即売店（物品及び飲食物の移動販売）の設置及び営業の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊小松基地司令（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者（相手方、以下「乙」という。）は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 次の事項に該当する場合は、甲は使用許可を取消し、又は変更することがある。

ア 乙が国有財産の使用許可の許可条件に違反したとき

イ 乙が自己都合による業務の解除をするとき

ウ 国において使用物件を必要とするとき

エ 乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

オ 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき

カ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

キ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているとき

ク 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

なお、この場合、乙は国に対し一切の補償を請求することはできない。

5 乙の資格

乙は、次の各号の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

乙は、展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、次の各号のとおりとする。

(1) 屋内（日額） 約12円/㎡（税込）

(2) 屋外（日額） 約1円/㎡（税込）

注：使用料は令和7年度実績であり、金額は変更される場合がある。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

乙は、国有財産使用料とは別に、甲が算出した本業務に要する光熱水料（電気料金）を負担しなければならない。また、毎月甲の指定した日時及び場所に電気料金を持参して支払うものとし、指定した日時に納付しなかった場合は、延滞金が発生する場合がある。

8 設置場所

展示即売店の設置場所については、国有財産使用許可書において、指定するものとする。

9 使用許可期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間で甲と乙が協議して決定した日とする。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

11 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

12 管理責任

(1) 乙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

(2) 乙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 乙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入してはならない。

(4) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

(5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

13 衛生等の保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

14 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の運営上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

15 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

16 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前までに甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

17 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、乙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の運営に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 乙は、庁舎内への出入り及び施設への立入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 乙は、電力を必要とする器材等を使用する場合は、その器材等ごとに電力使用量計測用子メーターを設置すること。
- (5) 展示即売店に必要となる器材等の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (6) 乙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲の承認を得ること。
- (7) 乙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他経費を負担しなければならない。
- (8) 乙は、甲が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、乙は停電作業等が原因で器材等及び飲料・食品類に損害があった場合は、甲に対して損害の賠償その他の申立てをしないこと。
- (9) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものと

し、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

- (10) 乙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、展示即売店を設置すること。
- (11) 乙は、商品のかし等について、展示即売店利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (12) 乙は、展示即売店設置場所の周辺の清掃を行い、衛生管理についての一切の責任を負うものとする。
- (13) 乙は、毎月の売上金額を別紙様式第1により翌月10日までに、また、会計年度における本業務に関する収支を別紙様式第2により翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (14) 乙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、担当職員の指示する従事者に係る書類を担当職員に提出しなければならない。
- (15) 乙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (16) 乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (17) 乙は、本仕様書に違反した場合又は故意の過失により甲又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに使用許可を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (18) 乙は、甲の都合により営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用、損害等については、甲に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (19) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

18 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

売 上 月 計 表

令和 年 月 日

航空自衛隊小松基地司令 殿
(業務隊長気付)

販売者 住 所
 氏 名

印

令和 年 月分

月 日	売上金額 (円)	摘 要

注： 1 前月分を毎月 1 0 日までに提出すること。
 2 毎月の売上金額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。

収 支 計 算 表

令和 年 月 日

航空自衛隊小松基地司令 殿
(業務隊長気付)

販売者 住 所
 氏 名

㊞

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位 : 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
合 計		合 計	

注 : 会計年度分を5月末日までに提出すること。